

令和 年 月 日議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 3 1 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町要綱第 2 3 号

佐用町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第 23 号

佐用町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

佐用町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱（平成28年佐用町要綱第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「佐用町老朽危険空き家等の適正管理に関する要綱（平成28年要綱第23号）第6条」を「佐用町空き家等の適切な管理に関する条例施行規則（令和7年規則第10号）第5条」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。